

広島県教育委員会教育長告示第十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があった。

平成二十年九月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島加計ビジネス高等専修学校

2 所在地 広島市南区出汐三丁目四―一四―五

二 廃止年月日

平成二十年七月十一日